外部評価対象事業個別シート

事務事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業	担当課	都市計画課

事業の概要		・昭和56年5月31日以前の旧基準で建てられた建築物（以下、「旧基準建築物」という。）について、耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るため補助金を交付し、市全体の耐震化を行う。
事業の必要性	実施の必需性（廃止した場合の市民への影響）	・日本全国で発生した地震による建物被害についての統計を見ると、全壊若しくは半壊の被害があった建物のほとんどは、旧基準建築物であることが判明してきている。そのため、旧基準建築物に住んでいる市民の安全を確保するためにも、耐震診断事業・耐震改修補助事業は必要だと考えられる。
	行政が関与する妥当性	・国が耐震改修促進法を制定し、国県が地方自治体を対象に耐震診断事業・耐震改修補助事業を策定したため。
	市民ニーズ	・この地域では、東海地震、東南海地震など大規模な地震発生が予想され、これらが同時発生した場合のみよし市（以下、「本市」という。）における震度は、『震度6弱から震度6強』と想定されている。全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域性でもあるため、家屋の耐震化について関心は高いと考える。
事業成果		・国の「平成32年度までに住宅の耐震化率を95％にする」という基本方針に基づき、本市では、戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む、全ての住宅を対象に耐震化を推進する方針で耐震診断事業・耐震改修補助事業を進めており、H27年度実績時点で、旧基準建築物（住宅）の耐震化率は86.2％となっている。
近隣市町の状況		・近隣市町の平成27年度実績件数 木造住宅耐震診断：豊田市266件、刈谷市84件、日進市43件、知立市42件、東郷町19件 木造住宅耐震改修：豊田市32件、刈谷市6件、日進市12件、知立市9件、東郷町8件

平成27年度	取組内容	・昭和56年5月以前に建築された住宅のうち、木造住宅については所有者からの申し出により、本市の経費で木造住宅耐震診断員を派遣して耐震診断を行なう。非木造住宅については、その耐震診断に係る費用の一部を補助する。また、耐震診断の結果で補強の必要有りと判定された住宅の補強工事に対して、工事費の一部を負担する。
	予算額	33,245 千円

執行内訳	科目	金額（千円）	内容
	旅費	2	名古屋での連絡調整（1人　1回）
	委託料	2,501	民間木造住宅耐震診断業務委託（無料耐震診断　54件）
	負担金、補助及び交付金	5,821	愛知県建築物地震対策推進協議会負担金（21千円） 建築物撤去費補助金（200千円×2件）、住宅耐震改修費補助金（900千円×6件）

今後の事業費の見込み	・市民の耐震改修の負担を減らすためには、耐震改修補助金額の見直しが必要。また、今後は、住宅以外の一般建築物（店舗・幼稚園など）の施設に対して耐震化を促進するため、事業費の増額が必要。
過去（3年）に行った見直し	・平成26年度より、建築物撤去費補助事業とブロック塀棟撤去費補助事業を追加した。平成26・27年度は要緊急安全確認建築物耐震診断補助事業を追加した。平成28年度からは、通行障害既存不適格建築物耐震診断補助事業を追加した。
現在および将来の課題	・住宅の耐震改修工事は、木造住宅でも戸当たり平均180万円と高額となり、低所得世帯や高齢者世帯などにとってはかなりの負担となるため、戸当たり最高90万円の補助ではなかなか理解を得られない。また非木造住宅の耐震改修工事費補助はさらに工事費が高くなることが想定されるため、補助金の上乗せも検討していく。
今後の方向性	・住宅以外の一般建築物（店舗・幼稚園など）の施設など不特定多数の方が利用する建物に対しても耐震化を促進するため、補助対象をさらに広げる必要がある。

様式1-1

平成28 年度（ 27 年度実施分） 事務事業目的評価表

記入日　平成 28 年　6 月 24 日

1 事務事業の現状（DO）

事務事業名	No. 600301	住宅・建築物安全ストック形成事業	主管課名	都市計画課
この事務事業の位置	政策	安全で安心して住み続けることができる地域	課長名	柴田　浩
	施策	安全で快適な住環境が整ったまち		
	基本事業	建築物の耐震改修などの促進		

(1)事業の概要

昭和５６年６月以前の旧基準で建てられた建築物について、耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るため補助金を交付し、市全体の耐震化を行う。
また、既存建築物に露出して吹き付けられている建材のアスベスト含有分析調査及び除去費用に対して補助金を交付する。

(5)活動指標(事務事業の活動量を表す指標) ･･･数値は(9)

	名　　称	単位
①	前年度１月１日現在における住宅の総数	棟
②	耐震性の無い木造住宅数（未診断の推定値含む）	棟
③	耐震性が無い非木造住宅数（未診断の推定値含む）	棟

その指標

(27年度に実施した具体的なこの事業のやり方、手順等)

昭和５６年５月以前に建築された住宅のうち、木造住宅については所有者からの申し出により、市の経費で木造住宅耐震診断員を派遣して耐震診断を行なう。非木造住宅については、その耐震診断に係る費用の一部を補助する。
また、耐震診断結果で補強の必要有りと判定された住宅の補強工事に対して、工事費の一部を補助する。

28年度計画　■前年と同様　□変更あり　変更内容

(2)対象(この事業の対象、範囲となる人、物)

耐震性を満たしていない住宅。

(6)対象指標(対象の大きさを表す指標) ･･･数値は(9)

	名　　称	単位
①	耐震診断を行なう木造住宅数	棟
②	耐震診断を行なう非木造住宅数	棟
③		

(3)意図(この事業によって(2)の対象をどのような状態にしたいのか)

耐震診断を契機に、木造住宅耐震改修の促進を図る。

(7)成果指標(意図の達成度を示す指標) ･･･数値は(9)

	名　　称	単位
①	耐震改修を行なった木造住宅の棟数	棟
②	耐震改修を行なった非木造住宅の棟数	棟
③	建替・除却される住宅数	棟

(4)結果(上位基本事業の意図)

安全で災害に強い基盤整備をしてもらう。

(8)結果の成果指標(上位基本事業の成果指標) ･･･数値は(9)

	名　　称	単位
①	住宅の耐震化率	%
②		
③		

(9)事務事業の各種指標の実績と見込及び目標

指標＼年度		単位	26年度実績値	27年度実績値	28年度計画値	29年度目標値	30年度目標値	31年度目標値
(5)の活動指標	①	棟	19,561	19,425	19,670	19,930	20,220	20,480
	②	棟	2,986	2,888	2,790	2,690	2,540	2,440
	③	棟	66	63	60	57	54	51
(6)の対象指標	①	棟	80	80	80	80	80	80
	②	棟	2	2	2	2	2	2
	③							
(7)の成果指標	①	棟	13	6	30	30	30	30
	②	棟	1	0	1	1	1	1
	③	棟	120	120	120	120	120	120
(8)の結果の成果指標	①	%	84.9	86.2	89	92	95	96
	②							
	③							

(10)予算費目　会計　01 一般会計　款 08　項 05　目 01

(11)コスト		年度	26年度実績値	27年度実績値	28年度計画値	29年度目標値	30年度目標値	31年度目標値
事業費 (決算又は予算額)		単位	9,813	8,322	23,035	26,187	26,187	26,187
A 財源内訳	国庫支出金	千円	4,860	3,026	10,497	12,196	11,946	11,946
	県支出金	千円	2,430	1,975	5,023	5,473	5,473	5,473
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	2,523	3,321	7,515	8,518	8,768	8,768
人件費B		千円	2,919	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166
正職員従事時間×人数		時間×人	425 × 2	425 × 2	425 × 2	425 × 2	425 × 2	425 × 2
正職員以外の人件費		千円	0	0	0			
その他費用C		千円	140	140	140	140	140	140
トータルコストA+B+C		千円	12,872	11,628	26,341	29,493	29,493	29,493
単位あたりコスト(トータルコスト/(6)の対象指標)	①	千円/　棟	161	145	329	369	369	369
	②	千円/　棟	6,436	5,814	13,171	14,747	14,747	14,747
	③	千円/						

様式1-2

2 環境変化と住民意見等	事務事業名	No.	600301	住宅・建築物安全ストック形成事業

(1)この事務事業はいつから開始したのか？

無料耐震診断平成１５年度、耐震改修補助平成１６年度　　から

(2)この事務事業を開始したきっかけは？

国が耐震改修促進法を制定し、国県が地方自治体を対象に耐震診断事業・耐震改修補助事業を策定したため。

(3)事務事業を取り巻く状況は開始時期や過去と比べ変化しているか？

□変化していない
■変化している → 変化した内容：上位法の改正

(4)事業実施上の課題、住民・議会等からの意見は？

住宅の耐震改修工事は、木造住宅でも戸当たり平均１８０万円と高額となり、低所得世帯や高齢者世帯などにとってはかなりの負担となるため、戸当たり最高９０万円の補助ではなかなか理解を得られない。
また非木造住宅の耐震改修工事費補助はさらに工事費が高くなることが想定されるため、補助金の上乗せも検討していく。

3 評価（SEE）					
目的妥当性	(1)この事務事業は法定受託事務ですか、それとも、自治事務ですか？ また、この事務事業を行う根拠や理由はなんですか？	□法定受託事務 ■自治事務	根拠法令	法定受託事務は(2)から(5)への記載不要、(6)から評価する	
			根拠法令	耐震改修促進法	
			この事務を行う根拠又は理由	地域防災計画上における建築物の耐震化	
	(2)この事業の意図は結果（基本事業の意図）に結びつきますか？	■結びつく □結びつかない	理由		
	(3)対象を見直すこと（対象の拡大又は縮小）はできませんか？	■できる → ■拡大 □できない → □縮小	内容	耐震化の対象を住宅のみから一般建築物に拡大	
	(4)意図を見直すこと（意図の追加・拡充(意図の段階は正しいか)又は絞込み）はできませんか？	□できる → □追加 / □拡充 / □絞込み ■できない	内容		
有効性	(5)この事業を廃止した場合の影響はありますか？	□影響が大きい ■多少影響がある □影響はない	理由又は内容	平成１７年３月中央防災会議を受けて、国土交通省が建築物の耐震化に関する法的規制を強化し、補助制度が拡充されるため	
	(6)今以上に事業の成果を向上させることはできませんか？	■できる □できない	理由又は内容	耐震診断・耐震改修事業の普及啓発を図る	
	(7)類似又は関連する事業はありませんか？ また、類似事業との再編で費用対効果が向上しませんか？	□ある → □庁内事業 / □庁外事業 ■ない	類似事業名		
			類似事業との再編の可能性	□ある □ない	内容
効率性	(8)現在の成果水準のままで事業費を削減する方法はありませんか?(仕様や工法の変更、住民の協力など)	□ある ■ない	内容		
	(9)現状より人件費を削減する方法はありませんか？(従事時間を削減できないか？正職員以外の職員や外部委託はできないか？)	□ある ■ない	内容		
公平性	(10)受益者負担はありますか？ また、受益者負担割合は適正ですか？	□ある → □現状で適正 □ない → □検討が必要 ■受益者がいない	内容		

4 改革改善案（PLAN）						
(1)今後の事業の方向性	□拡大	□改善	■現状維持	□縮小	□統合	□廃止・休止
	コストの方向性	↑　増加	事業費の方向性	↑　増額	成果の方向性	→　維持
(2)改革・改善案 ※対象、意図、手段等の見直しなど	住宅以外の一般建築物（店舗・幼稚園など）の施設に対しても耐震化を促進するため、補助対象をさらに広げる必要がある。					

施策主管次長所見欄	施策主管次長意見
□ １次評価どおり ■ ２次評価を希望	外部評価対象事業

みよし市　住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱

第１編　総則

（通則）

第１　みよし市は、住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、みよし市内に存在する建築物等について耐震化・減災化を促進する事業を実施する者、アスベスト対策促進事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、みよし市補助金等交付規則（平成 13 年三好町規則第２号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２編　住宅・建築物耐震改修事業等

（定義）

第２　本編における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。ただし、第１号から第５号の規定については国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

一　住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のものに限る。）を含む。

二　戸建住宅

住宅のうち、１戸建ての住宅をいう。

三　非戸建住宅

住宅のうち、第二号の戸建住宅を除いたものをいう。

四　木造住宅

木造の住宅（階数が２以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。）をいう。

五　非木造住宅

住宅のうち前号の木造住宅を除いたものをいう。

六　旧基準

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものをいう。

七　旧判定値

（一財）日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。

八　判定値

（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。

九　耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による耐震診断（ただし、木造住宅にあっては、(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による耐震診断とする。）をいう。

十　耐震診断者

住宅・建築物の地震に対する安全性を評価する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、又は、同条第 3 項に規定する二級建築士及び同条第 4 項に規定する木造建築士（木造の建築物に限る。）のいずれかである者をいう。

十一　耐震改修工事

建築物を、地震に対して安全な構造とする改修工事（増築工事を含む。）をいう。

十二　段階的耐震改修工事

木造住宅の耐震改修工事を一段階目改修と二段階目改修に分けて行う改修工事をいう。

十三　高齢者

補助金交付申請年の年度末において満６５歳以上である者

十四　障がい者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア　１級から４級までの下肢、体幹、視覚障がい者

イ　介護保険制度の要支援、要介護認定を受けている者で、補助金交付申請年の年度末において年齢満６５歳以上である者

十五　耐震シェルター

住宅内に整備する装置であって、地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、別に定める耐震シェルター又は愛知県知事が認めるものをいう。

十六　道路後退線

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第２項に規定する道路（以下「狭あい道路」をいう。）の中心線から水平距離２メートルの線又は狭あい道路がけ地、水路、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離４メートルの線をいう。

十七　コンクリートブロック塀等

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造及び土塀等の囲障をいう。

十八　公衆用道路等

公衆用道路等とは、道路、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたって継続して利用される土地をいう。

十九　緊急輸送路

国が指定する第一次緊急輸送道路、愛知県が指定する第二次緊急輸送道路及びみよし市が指定する緊急輸送道路をいう。

二十　指定通学路

みよし市教育委員会が指定する通学路をいう。

（補助金交付対象事業）

第３　補助金の交付対象事業は、次に定めるものであること。

一　非木造住宅耐震診断費補助事業

旧基準非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断（構造に応じて、適切な診断を実施するものであること。）事業

二　住宅耐震改修費補助事業

旧基準住宅について行う、次のいずれかに該当する耐震改修工事事業

ア　木造住宅で、市が実施する無料耐震診断又は(財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、旧判定値又は判定値が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事（ただし、1.0 未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値（耐震改修工事前）に 0.3 を加算した数値以上とするものに限る。）

イ　木造住宅で、(財)愛知県建築住宅センター又は(財)名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断において、得点が 80 点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事

ウ　非木造住宅においての地震に対する安全性の向上を目的として安全な構造（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）　別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造をいう。以下同じ。）でないものを安全な構造にする耐震改修工事事業（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付国官会第 2626 号）附属第Ⅱ編第１章 16　16-(12)-①４．の事業要件に該当するものに限る。）

三　住宅段階的耐震改修費補助事業

前号に掲げる木造住宅の耐震改修工事を、一段目と二段目に分けて行う工事

ア　１段目改修については次のいずれかに該当する改修工事事業

(ア)　市が実施する無料耐震診断又は(財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、旧判定値又は判定値が 0.4 未満と診断された住宅について、判定値を 0.7 以上とする耐震改修工事

(イ)　(財)愛知県建築住宅センター又は(財)名古屋市建築保全公社が実施した耐

震診断において、得点が 40 点未満と診断された住宅について、判定値を 0.7 以上とする耐震改修工事

イ　２段目改修については、１段目の改修工事を行った住宅について、判定値を 1.0 以上とする工事

四　木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

次のいずれかに該当する旧基準木造住宅のうち､高齢者又は障がい者が住まう世帯に耐震シェルターを整備する事業

ア　市が実施する無料耐震診断又は(財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、旧判定値又は判定値が 0.4 未満と診断された住宅

イ　(財)愛知県建築住宅センター又は(財)名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断において、得点が 40 点未満と診断された住宅

五　建築物撤去費補助事業

道路に面する建築物の高さが、対象となる道路境界線(又は道路後退線)までの水平距離を越えるもので、次のいずれかに該当する建築物をみよし市住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）に基づき、取り壊す工事

（ア）みよし市が実施した無料耐震診断又は平成１８年度以降に財団法人愛知県住宅センターが実施した住宅耐震診断において、判定値が１．０未満と診断された旧木造住宅

（イ）平成１７年度以前に財団法人愛知県住宅建築センターが実施した住宅耐震診断において、得点が８０点未満と診断された旧基準木造住宅

（ウ）建築士事務所登録のある建築士が実施した耐震診断で倒壊のおそれがある（ＩＳ値が０．６未満）と診断された木造住宅以外の建築物

（エ）老朽化が明らかで、応急危険度判定士が｢危険｣と判断したもの

六　コンクリートブロック塀等撤去費補助事業

公衆用道路等に面して設置され、公衆用道路等からの高さが１メートル以上かつ敷地地盤面からの高さが６０センチメートル以上のコンクリートブロック塀等を要領に基づき、原則として全て撤去する工事

（補助金の額）

第４　補助金の額は、別表１に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の額は、みよし市住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱別表１に定める事業区分を通して、１敷地１事業者（親族を含む。）につき、原則１回（受領後５年を経過したもの及び段階的耐震改修の１段目の補助を受け、２段目の補助を受ける場合はこの限りでない。）とする。ただし、同事業区分内において、補助を受けたものが、別の補助を受けようとするときは、新たに受けようとする補助が既補助金交付額を上回る場合に限り、受けることができる。なお、新たに受領できる額は、新たに受けようとする補助額から既補助金交付額（コンクリートブロック塀等撤去補助を除く。）を減額した額とする。

第３編　住宅・建築物石綿改修事業

（定義）

第５　本編における用語の定義は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第１章 16 16-(12)-②１．に定めるところによる。

（補助金交付対象事業）

第６　補助金の交付対象事業は、次に定めるものとする。

一　民間住宅・建築物アスベスト含有調査等に関する事業

二　民間住宅・建築物石綿改修事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第１章 16　16-(12)-②に基づいて住宅・

建築物アスベスト改修事業

（補助金の額）
第７　補助金の額は、別表２に定めるとおりとし、市長は予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第４編　補助金の交付申請等

（補助金の交付申請等）
第８　補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１）に関係書類を添えて、補助対象事業に係る契約を締結する前に市長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する事業については、補助金交付申請書を提出する前に事前相談書（別紙１～別紙５）により、市長の承認を受けなければならない。
ア　非木造住宅耐震診断費補助事業
イ　非木造住宅耐震改修費補助事業
ウ　民間住宅・建築物アスベスト含有調査等に関する事業
エ　民間住宅・建築物石綿改修事業
２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨（様式第２）を事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更）
第９　第８第１項に掲げる事業の事業内容に変更が生じたときは、変更事前相談書により市長の承認を受けなければならない。
２　市長に提出を要しない事業内容の軽微な変更は、事業量の変更のみで補助金の額に変更を生じないものとする。
３　事業者は、軽微な変更以外の事業内容の変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）をしようとする場合には、当該変更内容について事業内容変更申請書（様式第３）を市長に提出しなければならない。
４　補助金の額に変更を生じる場合には、補助金交付変更申請書（様式第４）を作成し、市長に提出しなければならない。
５　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、事業内容の変更として認めた場合は、その旨（様式第５）を事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）
第１０　事業者は、補助金交付決定後において、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第６）を提出するものとする。
２　市長は、前項の事業遂行困難状況報告書について、内容を審査し適当と認めたときはその旨（様式第７）を事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）
第１１　事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第８）を作成し、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の完了実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められた場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第１２　事業者は、前条第 2 項による額の確定通知書を受領後、速やかに請求書（様式第９）を提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書に基づき、事業者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）
第１３　市長は、事業者に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保管）
第１４　事業者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（雑則）
第１５　この要綱の実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

第１　施行期日
１　この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
第２　経過措置
１　三好町耐震改修費補助事業補助金交付要綱は、平成 21 年 10 月 1 日付けで廃止する。ただし、この要綱施行以前にみよし市耐震改修費補助事業補助金交付要綱に基づき行なわれている事業については、この要綱で定める住宅・建築物安全ストック形成事業とみなし、この要綱の適用を受けることができる。
第３　施行期日
１　この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
第４　施行期日
１　この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
第５　施行期日
１　この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
第６　施行期日
１　この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
第７　施行期日
１　この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
第８　施行期日
１　この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表１　住宅・建築物耐震改修事業における事業区分と対象経費及び補助金の額

<table>
<tr><th colspan="3">補助の対象</th><th rowspan="2">補助率（額）</th></tr>
<tr><th colspan="2">事業区分</th><th>経費</th></tr>
<tr><td>耐震診断</td><td>非木造住宅</td><td>当該事業に要する費用</td><td>ア　戸建住宅の事業に要する費用は、134,000円を限度とする。
イ　非戸建住宅の事業に要する費用は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第１章16　16-(12)-①第１項第三号に定める額に床面積を乗じて得た額を限度とする。
ウ　補助金の額は、事業に要する費用の2/3以内とする。</td></tr>
<tr><td>耐震改修</td><td>住宅</td><td>当該工事に要する費用</td><td>ア　木造住宅１戸当たりに係る事業に要する費用は、次に掲げる額を合算したものとする。
・耐震補強工事は構面を直接補強する工事（基礎補強工事を含む。）とし、対象工事費は耐震補強工事に要する費用に 0.23 を乗じて得た額で、800,000 円を限度とする。
・設計費は耐震補強工事に関する計画策定及び設計に係る費用とし、対象事業費は設計費の 2/3 以内の額で 100,000 円を限度とする。
・附帯工事費は耐震補強工事に附帯する内外装工事費等で、対象事業費は 800,000 円を限度とする。
イ　非木造住宅１戸当たりに係る事業に要する費用は、住宅の耐震改修工事に要する費用に 0.23 を乗じて得た額とする。
ウ　補助金の額は、戸建住宅については１戸当たり 900,000 円を、非戸建住宅については 450,000 円／戸（単身者向けの場合は 225,000 円／戸）を限度とする。</td></tr>
</table>

段階的耐震改修	木造住宅	当該工事に要する費用	ア　木造住宅１戸当たりに係る事業に要する費用は、次に掲げる額を合算したものとする。 ・耐震補強工事は構面を直接補強する工事（基礎補強工事を含む。）とし、対象工事費は耐震補強工事に要する費用に 0.23 を乗じて得た額で、１段目は 500,000 円を、２段目は 300,000 円を限度とする。 ・設計費は耐震補強工事に関する計画策定及び設計に係る費用とし、対象事業費は計画策定、設計費及び１段目の工事監理に係る費用の 2/3 以内の額で 100,000 円を限度とする。 ・附帯工事費は耐震補強工事に附帯する内外装工事費等で、対象事業費は１段目は 500,000 円を、２段目は 300,000 円を限度とする。 イ　補助金の額は、1 段目の戸建住宅については１戸当たり 600,000 円を、非戸建住宅については 300,000 円／戸（単身者向けの場合は 150,000 円／戸）、2 段目の戸建住宅については、１戸当たり 300,000 円を、非戸建住宅については 150,000 円／戸（単身向けの場合は 75,000 円／戸）を限度とする。
耐震シェルター整備	木造住宅	当該事業に要する費用	補助金の額は事業に要する費用とし、１棟当たり250,000円を限度とする。
建築物撤去	建築物	当該事業に要する費用	補助金の額は、事業に要する費用とし、緊急輸送路又は指定通学路に面したものは、250,000円、その他道路に面したものは、200,000円を限度とする。
コンクリートブロック塀等撤去	コンクリートブロック塀等	当該事業に要する費用	補助金の額、は事業に要する費用又は撤去するコンクリートブロック塀等の延長に１メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額に、別表３に定める補助率を乗じ、同表に定める額を限度とする。

別表２　住宅・建築物石綿改修事業における事業区分と対象経費及び補助金の額

補助の対象			補助率（額）
事業区分		経費	
石綿改修	アスベスト含有調査等	当該事業に要する費用	補助金の額は事業に要する費用とし、１棟当たり（敷地内に対象建築物が複数棟ある場合は１敷地当たり）250,000円を限度とする。
	アスベストの除去等	当該事業に要する費用	補助金の額は事業に要する費用の 2/3 以内とし、１事業当たり 1,800,000 円を限度とする。

別表３　コンクリートブロック塀等撤去費補助金の額

区分	補助率	限度額
緊急輸送路又は指定通学路	3/5	120,000 円

その他公衆用道路等	1/2	100,000 円

みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成１３年三好町規則第２号）に定めるもののほか、耐震診断を実施する通行障害既存不適格建築物の所有者（以下「所有者」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律１２３号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　通行障害既存不適格建築物　法第７条第１項第三号に規定する通行障害既存不適格建築物であって、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該緊急輸送道路の幅員の２分の１に相当する距離を加えたものに相当する高さを超えるもの。

（２）　耐震診断　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第１「建築物の耐震診断の指針」（以下「耐震診断の指針」という。）に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条に掲げる者（以下「耐震診断技術者」という。）が行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。

（補助金の交付目的）

第３条　この補助金は、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、耐震性の高い市街地の形成を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

（補助事業者）

第４条　補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　通行障害既存不適格建築物の所有者であること。

（２）　市税等を滞納していない者であること。

（３）　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（補助対象建築物）

第５条　補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内に存する通行障害既存不適格建築物

（２）　昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物

（３）　原則として建築基準法の規定に違反していない建築物（耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

（４）　国又は地方公共団体の所有するものでない建築物

（５）　他の補助金等（耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成２５年５月２９日国住市第５３号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金を除く。）の交付を受けていない建築物

（補助事業）

第６条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定めるところによる。

（１）　補助事業者が実施するみよし市通行障害既存不適格建築物の耐震診断であること。

（２）　当該耐震診断の結果について耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断･改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）による評定を受けたもの。

（補助対象経費）

第７条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断（設計図書の復元及び第三者の専門機関の評定を含む。）に要する経費又は別表の規定により算出した補助の対象限度額のいずれか少ない額とする。

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（事前相談書の提出）

第９条　補助事業者は、あらかじめ、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業事前相談書（様式第１号。以下「事前相談書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、事前相談書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業に係る適用変更通知書（様式第２号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付を受けて耐震診断を実施しようとするときは、前条の規定による事前相談書の承認後、耐震診断に係る契約を締結する前に、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第１１条　市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第４号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第１２条　補助事業者は、事業の内容に変更が生じたときは、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業変更事前相談書（様式第５号）により市長の承認を受けなければならない。

２　市長に提出を要しない事業内容の軽微な変更は、事業量の変更のみで補助金の額に変更を生じないものとする。

３　補助事業者は、軽微な変更以外の事業内容の変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）をしようとする場合には、当該変更内容についてみよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業内容変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

４　補助金の額に変更を生じる場合には、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金変更交付申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業内容の変更を認めた場合は、みよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金変更決定通知書（様式第８号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第１３条　補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにみよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業における事業の遂行困難状況報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告書について、内容を審査し、適当と認めたときはみよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金変更交付決定通知書（様式第１０号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第１４条　補助事業者は、事業が完了したときは、規則第１１条の市長が別に定める期日までにみよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業完了実績報告書（様式１１号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１１条の市長が別に定める期日は、事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の２月２８日のいずれか早い日とする。

３　市長は、前項の完了実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められた場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１５条　補助事業者は、前項第２項の確定通知書を受理したときは、速やかにみよし市通行障害既存不適格建築物耐震診断事業補助金請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書に基づき、事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

補助の対象限度額

事業区分	限度額
通行障害既存不適格建築物 耐震診断事業	１　面積 1,000 ㎡以内の部分は、2,060 円／㎡ ２　面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は、1,540 円／㎡ ３　面積 2,000 ㎡を超える部分は、1,030 円／㎡

みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

みよし市長　小野田　賢　治

みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第２号）に定めるもののほか、耐震診断を実施する要緊急安全確認大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）に対し、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，耐震性の高い市街地の形成を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　要緊急安全確認大規模建築物　法附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(2)　耐震診断　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第１「建築物の耐震診断の指針」（以下「耐震診断の指針 」という。）に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項各号に掲げる者（以下「耐震診断技術者」という。）が行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　要緊急安全確認大規模建築物の所有者であること。

(2)　市税等を滞納していない者であること。

(3)　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（補助対象建築物）

第４条　補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内に存する要緊急安全確認大規模建築物

(2)　昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物

(3)　原則として建築基準法の規定に違反していない建築物（耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

(4)　国又は地方公共団体の所有するものでない建築物

(5)　他の補助金等（耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成２５年５月２９日国住市第５３号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金を除く。）の交付を受けていない建築物

（補助対象事業）

第５条　補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する補助対象建築物の耐震診断とする。

(1)　平成２７年１２月２８日までに完了した耐震診断。

(2)　当該耐震診断の結果について耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）による評定を受けたもの。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，耐震診断（設計図書の復元及び第三者の専門機関の評定を含む。）に要する経費又は別表の規定により算出した補助の対象限度額のいずれか少ない額に６分の５を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（事前相談書の提出）

第７条　補助金の申請をしようとする所有者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業事前相談書（様式第１号。以下「事前相談書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は，事前相談書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業に係る適用変更通知書（様式第２号）によりその旨を事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　事業者は、補助金の交付を受けて耐震診断を実施しようとするときは、前条の規定による事前相談書の承認後、耐震診断に係る契約を締結する前に、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第４号）によりその旨を事業者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第１０条　補助金の申請をした者は、事業の内容に変更が生じたときは、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業変更事前相談書（様式第５号）により市長の承認を受けなければならない。

２　市長に提出を要しない事業内容の軽微な変更は、事業量の変更のみで補助金の額に変更を生じないものとする。

３　事業者は、軽微な変更以外の事業内容の変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）をしようとする場合には、当該変更内容についてみよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業内容変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

４　補助金の額に変更を生じる場合には、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金変更交付変更申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業内容の変更を認めた場合は、みよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金変更交付決定通知書（様式第８号）によりその旨を事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第１１条　事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにみよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業における事業の遂行困難状況報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告書について、内容を審査し、適当と認めたときはみよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金変更交付決定通知書（様式第１０号）によりその旨を事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第１２条　事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月 28 日（平成 27 年 4 月 1 日以降の申請にあっては、同年 12 月 28 日）のいずれか早い日までにみよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業完了実績報告書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の完了実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められた場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　事業者は、前条第 2 項の確定通知書を受領したときは、速やかにみよし市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書に基づき、事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（検査等）

第１４条　市長は、事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保管）

第１５条　事業者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

３　この要綱は、平成２８年３月３１日に限り、その効力を失う。

別表（第４条関係）

補助の対象限度額

事業区分	限度額
要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助事業	１　面積1,000㎡以内の部分は、2,060円／㎡ ２　面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,540円／㎡ ３　面積2,000㎡を超える部分は、1,030円／㎡